

Q. 地域サポーター制度について

Q. まちづくり基本条例作成について



山田 秀明 議員

地域サポーター制度について

質問 農村地域の会合はほとんどが夜に開催されるが、サポーター職員に対して超勤手当は支給されているのか？。また、3年目に入った今、この制度は必要と考えているのか。

町長 サポーターは主幹職、グループ長職、主査職の各役職から3名が1チームとなり各行政区を担当している。そのうち主幹職とグループ長職は管理職相当職であり超過勤務対象とはならない。主査職に対してのみ超勤手当を支給している。現在33名のサポーター職員のうち9名が主査職となっている。
また、平成18年にサポーター

制度を実施してから毎年、各行政区長にこの制度についてのアンケート調査を実施しているが、昨年の回答では88%が「大変良い」、「良い」と回答しており、初年度が63%であることから、この制度に対する理解が深まり、制度の持つ機能が発揮されているものと思われる。また、この制度は二面性も期待いたしており、直接行政区に入っ生声の聞くことにより、職員の資質の向上を図れることも期待して、住民の皆さんのために働いているという意識を持つことも立派な職員教育となるので、サポーター制度は期限を決めずに継続していくことが望ましいと考える。

再質問 町長の言われるようにサポーター職員の評価も聞いているが、区長の任期もすでに2年と落ち着いたようなので、このあたりでサポーター職員の負担を少しでも軽くしてあげるために、区長会議のない月だけ出向くという方法もあるか。

町長 サポーター制度の実施方法については、各行政区の

皆さんの意見などを勘案しながら、より良い制度となるように、その都度改善をしていきたいと考えているので理解を願いたい。

まちづくり基本条例作成について

質問 策定委員会も5回を終了し、基本方針の方向性が見えてきた今、条例がどのような

な形でまちづくりに反映されているのか、また改善点はなにかなど、実際に条例が施行されている市町村を視察し、内容の充実を図ってはどうか。

町長 実際に条例が施行されている自治体を視察することは、まちづくり基本条例策定の上で参考になる。

なお、実際に視察するとなれば、相手先の都合や本町策定委員の都合を勘案し、日程等の調整が可能となれば、視察の実施について検討していきたい。



▷熱心に取り組む策定委員会メンバー